様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2024年　　12月　19日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） いいせいかつ  一般事業主の氏名又は名称　株式会社いい生活  （ふりがな） まえの　ぜんいち  （法人の場合）代表者の氏名 前野 善一  住所　〒106-0047 東京都港区南麻布5丁目2番32号 興和広尾ビル3F  法人番号　9010401039891  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに関する取り組み | | 公表日 | 2024年　11月 27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法・公表場所: <https://www.e-seikatsu.info/aboutUs/dx.html>  記載箇所・ページ: DXに関する取り組み | | 記載内容抜粋 | 当社の経営の方向性として下記を公表しております。  「当社は不動産市場においてＤＸを推進する企業として市場にイノベーションを起こし、高い生産性で顧客に付加価値を提供できる存在となるために、当社内においてもＤＸに取り組んでおります。  今後、不動産情報の流通形態は、インターネット関連技術の進歩並びに消費者がインターネットに期待する役割が増大していくことに伴い、大きく変化していくことが想定されます。 当社はデジタル技術を活用し、社会及び競争環境の変化に迅速に対応できる社内変革を行ってまいります。また、デジタル技術による企業間連携を主導することで、自社にとどまらず、社会や不動産市場の課題解決に向けてDXを牽引してまいります。」 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会決議に基づき、策定 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに関する取り組み | | 公表日 | 2024年　11月 27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法・公表場所: <https://www.e-seikatsu.info/aboutUs/dx.html>  記載箇所・ページ: DXに関する取り組み「DX戦略」、「DX推進体制」 | | 記載内容抜粋 | 社内のデータ活用を含めた中期的な経営戦略として下記内容を記載しております。  「  １．データ活用による価値創出  データドリブン経営への移行に取り組み、業務の効率化にとどまらず、新たな価値の創出につなげます。  取り組みの実施にあたっては販売・顧客管理業務の領域から開始し、当社サービス利用顧客のサービスご利用状況やご契約状況をデータで把握し、顧客ニーズに合わせたご提案や当社ビジネスの拡大にデータを活用します。  ２．SaaS・電子化ツールを活用した業務プロセス改革  全社のデータ整合性を確保するとともに、各事業部門がオーナーシップをもってSaaS・電子化ツールを活用し、業務プロセスを変革します。  業務プロセス変革の実現にあたってはバックオフィス業務の領域から開始し、SaaSをデータ連携させながら活用することで、変化に迅速に対応できるようプロセスを効率化し、社内に最善の業務エクスペリエンスを提供します。  」 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会決議に基づき、戦略を策定 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法・公表場所: <https://www.e-seikatsu.info/aboutUs/dx.html>  記載箇所・ページ: DXに関する取り組み「DX推進体制」 | | 記載内容抜粋 | 科学技術や研究開発などの統括」に関する責任者としてCTO（Chief Technology Officer）を設置し、「自社業務システム（業務におけるIT活用）の統括」及び「業務におけるデータ活用の最適化」に関する責任者としてはCIO（Chief Information Officer）を設置しております。「DX全般の推進」はCTOとCIOを中心に経営メンバー全員が任務を負う事としております。  また、取締役の保有スキルをスキルマトリックスとしてステークホルダー向けに公表しております。DXのスキルを保有する取締役は下記２名となります。  塩川 拓行　代表取締役副社長CFO  松崎 明　　専務取締役CTO  ・人材育成  「DXの推進」は全社的に取り組むべきミッションであり、当社の役職員一人一人が当社のミッションを実現させるうえで必然的にDXに取り組むことになります。  人的資本への投資、研修等の取り組みに関し、スキル獲得につながるものとしては、業務に資する資格取得を会社が補助する「資格取得支援制度」を整備しており、各自の自発的な学びを促す仕組みを導入しております。各種資格取得に関しては、IT・DXに関する主要な資格をカバーしております。また、マーケティング、セールス、サポート系の新入社員には「ITパスポート」の合格を義務付けております。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法・公表場所: <https://www.e-seikatsu.info/aboutUs/dx.html>  記載箇所・ページ: DXに関する取り組み「DX戦略」 | | 記載内容抜粋 | １．データ活用による価値創出  実現するための環境整備として、  ・販売・顧客管理等の基幹業務システムの刷新  ・データレイク・DWHへのリアルタイムな連携の実施  を行い、活用します。  ２．SaaS・電子化ツールを活用した業務プロセス改革  実現するための環境整備として、  ・経費精算・請求業務において、SaaS・電子化ツールの導入 ・社内情報共有・人事業務において、SaaSの導入  を行い、活用します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに関する取り組み | | 公表日 | 2024年　11月 27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法・公表場所: <https://www.e-seikatsu.info/aboutUs/dx.html>  記載箇所・ページ: DXに関する取り組み「達成度を測る指標」 | | 記載内容抜粋 | 会社全体でOKRによる目標設定を実施しており、DXの推進を含めた業務執行上の目標となっております。その目標の遂行に最適な組織体制のもと、個々人の目標に落とし込んでいくという方法で全社の「Objective」の浸透を図っております。  コーポレートチームでは、社内に最善の業務エクスペリエンスを提供するためにクラウドツールをデータ連携させながら活用しており、議事録・登記手続きのペーパーレス化を実現する事をKPIとして設定しております。  各担当分野においてデジタル化による付加価値向上とDXの余地を探りながら業務を推進する事で、中長期的な経営目標である下記指標の達成を目指します。  ・顧客数：5,000社  ・顧客単価：100,000円以上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　11月 27日 | | 発信方法 | 公表方法・公表場所: <https://www.e-seikatsu.info/aboutUs/dx.html>  記載箇所・ページ: DXに関する取り組み | | 発信内容 | 経営者自らDX推進についてのメッセージを発信しております。  発信者の氏名: 代表取締役社長 CEO 前野善一（実務執行総括責任者）  公開文書上の記載箇所：DXに関する取り組み「DX戦略」  発信内容の概要：「  １．データ活用による価値創出  推進状況としては、販売・顧客管理等の基幹業務システムの刷新を2022年に実施し、データによる状況把握を開始しております。また、2024年には顧客データと見積データの連携強化を実施しております。新たな価値創出に向け、データレイク・DWHへのリアルタイムな連携の実施に取り組んでまいります。  ２．SaaS・電子化ツールを活用した業務プロセス改革  推進状況としては、経費精算サービス、請求書オンライン受領・処理サービスを2021年に導入しており、取引先からの郵送物開封等の人手を介して実施していたプロセスを、デジタル化したデータを利用するプロセスに変革しております。また、社員向けの情報共有UIを有したSaaSを2023年に導入し、人事DBと一体化した社員向け情報共有プラットフォームに刷新しております。」 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　1月頃　～　2024年　11　月頃 | | 実施内容 | 全社的DX推進の取り組みに対する現状の課題を把握し、11月時点の自己診断結果をIPAの自己診断結果入力サイトへ提出しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　7月頃　～　　2024年　9月頃 | | 実施内容 | ISMS(ISO/IEC27001:2022)に基づき対策を実施。内部監査および外部監査は定期的に実施しており、直近では2024年9月に内部監査、2024年7月に外部監査を実施しております。  また、情報処理安全確保支援士 1名が在籍しております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。